<参考資料>

共生型サービスの趣旨等

資料3

○　平成29年の障害者総合支援法等改正（地域包括ケア強化法）では、
①　障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、
②　地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用
という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を介護保険、障害福祉それぞれに位置付けた。

○　法律上は、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくする、「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けたもの。

○「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定」を受ける場合の基準は、省令で定めることになっている。

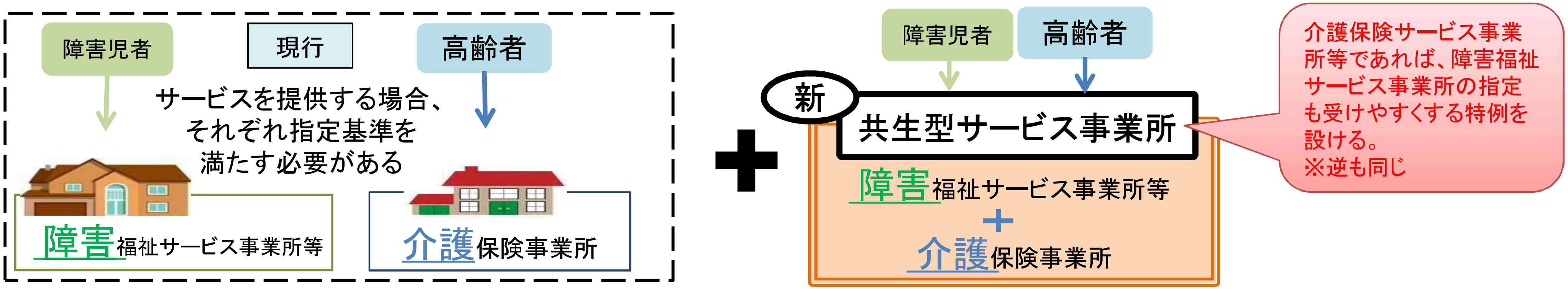

出典：厚生労働省　障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 作成資料